

第62期定時株主総会招集ご通知における その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

1 事業報告

- 1. 会社役員に関する事項 ▶ P 1
- 2. 会計監査人の状況 ▶ P 2
- 3. 企業集団の現況に関する事項 ▶ P 3
 - ▶ 主要な借入先 ▶ P 3
- 4. 会社の体制及び方針 ▶ P 3
 - ▶ 会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況 ▶ P 3
 - ▶ 会社の支配に関する基本方針 ▶ P 6
 - ▶ 剰余金の配当等の決定に関する基本方針 ▶ P 6

2 計算書類

- 1. 個別注記表 ▶ P 7
- 2. 連結注記表 ▶ P 9
- 3. 株主資本等変動計算書 ▶ P 14
- 4. 連結株主資本等変動計算書 ▶ P 14

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.trusco.co.jp/>）の「IR情報＞株主総会」に掲載することにより株主の皆様提供しています。



掲載ホームページ

令和7年(2025)3月5日

トラスコ中山株式会社

(証券コード9830)

1 事業報告

1. 会社役員に関する事項

当事業年度における社外役員の主な活動状況及び独立性に関する事項

地位及び氏名	主な活動状況	兼職先と当社との関係
社外取締役 さいとう けんいち 齋藤 顕一 出席状況 取締役会100% (11/11回)	取締役会において、議案審議等に対しグローバルにビジネスを展開する企業での経験及び経営コンサルティング会社の経営等、経営の専門家としての経験と見識から、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主様・投資家様目線からの助言に加え、公正かつ客観的な助言・提言を行いました。	同氏は、株式会社フォアサイト・アンド・カンパニーの代表取締役ですが、同社と当社の過去2年間の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と些少であり、重要な取引関係その他の関係はありません。また、同氏は一般社団法人 問題解決力検定協会の代表理事ですが、同協会と当社との間には取引関係その他の関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。
社外取締役 はぎ はら くに あき 萩原 邦章 出席状況 取締役会100% (11/11回)	取締役会において、議案審議等に対し製造業経営者としての豊富な経験と見識から当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主様・投資家様目線からの助言に加え、経営陣の迅速かつ果敢な意思決定のための提言を行いました。	同氏が相談役を務める萩原工業株式会社とは約30年の取引関係がありますが、同社からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満(当該企業の連結売上高の3%未満)であります。また、同氏が社外取締役を務めるウェーブロックホールディングス株式会社の子会社の株式会社イノベックスとは約23年の取引関係がありますが、同社からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満(当該企業の連結売上高の1%未満)であります。さらに、同氏が相談役を務める東洋平成ポリマー株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。
社外取締役 すず き 貴子 鈴木 貴子 出席状況 取締役会100% (11/11回)	取締役会において、議案審議等に対し企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から当社の持続的な成長、企業価値の向上に向けて、株主様・投資家様目線からの助言に加えて、経営陣の迅速・果敢な意思決定のための提言を行いました。	同氏が会長を務めるエステー株式会社と当社との間には直接の取引関係はありませんが、同社の子会社のエステーPRO株式会社を通じて約18年の取引関係があります。なお、同子会社からの仕入額は当社全仕入額の1%未満(当該企業の連結売上高の2%未満)であります。また、同氏が社外取締役を務める株式会社キングジムとは約23年の取引関係がありますが、同社からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満(当該企業の連結売上高の2%未満)であります。さらに、同氏が社外取締役を務めるコスモエネルギーホールディングス株式会社、富士フィルムホールディングス株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。
非常勤監査役 かまくら ひろ ぼ 鎌倉 寛保 出席状況 取締役会100% (11/11回) 監査役会100% (14/14回)	取締役会、監査役会において、公認会計士として多くの企業経営に関与してきた経験に基づき、経営方針等全般について意見を述べました。 また、会計監査人の監査報告会、社内委員会等にも出席し、公認会計士の専門的知見からさまざまな意見を述べました。	同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、12年9か月前に退職しています。また、同氏が非常勤監査役を務めるシン・エナジー株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障または当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。
非常勤監査役 わだ よりとも 和田 頼知 出席状況 取締役会91% (10/11回) 監査役会100% (14/14回)	取締役会及び監査役会において、公認会計士として多くの企業経営に関与してきた経験に基づき、経営方針等全般について意見を述べました。 また会計監査人の監査報告会、社内委員会等にも出席し、公認会計士の専門的知見からさまざまな意見を述べました。	同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、5年9か月前に退職しています。また、同氏が非常勤監査役を務める積水ハウス株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障又は当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。
非常勤監査役 ひ ね の けん 日根野 健 出席状況 取締役会100% (11/11回) 監査役会100% (14/14回)	取締役会及び監査役会において、公認会計士として多くの企業経営に関与してきた経験に基づき、経営方針等全般について意見を述べました。 また会計監査人の監査報告会、社内委員会等にも出席し、公認会計士の専門的知見からさまざまな意見を述べました。	同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、17年8か月前に退職しています。また、同氏は株式会社アクションランニングの代表取締役ですが、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と些少であり、重要な取引関係その他の関係はありません。さらに、代表を務める日根野公認会計士事務所、税理士法人日根野会計事務所と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障又は当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。

(注) 1. 齋藤顕一、萩原邦章、鈴木貴子の3氏は、当社が定める社外役員の独立要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、社外取締役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。
 2. 鎌倉寛保、和田頼知、日根野健の3氏は、当社が定める社外役員の独立要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、社外監査役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

1 事業報告

1. 会社役員に関する事項

【社外役員の独立性基準】

当社は独立性基準を以下のとおり定め社外役員が、いずれの基準にも該当しない場合、独立性を有すると判断されるものとしています。

- (1) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその取締役、監査役、執行役員、支配人その他部長職以上の重要な使用人（以下、取締役等という。）
- (2) 当社を主要な取引先（年間取引額が連結売上高の5%超）とする企業等の取締役等
- (3) 当社の主要な取引先（年間取引額が連結売上高の5%超）企業等の取締役等
- (4) 当社の主要な借入先（総資産の2%を超える借入）企業等の取締役等
- (5) 当社または子会社の会計監査人またはその社員等として当社または子会社の監査業務を行う者
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者の3親等以内の親族
- (7) 当社または子会社の役員、執行役員、部長以上の重要な使用人の3親等以内の親族
- (8) 過去3年間に於いて、上記(1)から(7)までに掲げる者に該当していた者

【社外役員に関する特記事項】

1. 齋藤顕一、萩原邦章、鈴木貴子の3氏は、会社法

第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 鎌倉寛保、和田頼知、日根野健の3氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。
3. 各監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見については、以下のとおりです。
 - (1) 鎌倉寛保氏は公認会計士としての長年の経験を有し、企業経営に関する幅広い知識と会計に関する専門的知見を有しています。
 - (2) 和田頼知氏は公認会計士としての長年の経験及び他社における社外監査役の経験から、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有しています。
 - (3) 日根野健氏は公認会計士、経営者としての長年の経験から、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しています。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び非常勤監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により定めた当社定款第22条及び第31条に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しています。各氏が任務を怠ったことによる賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。
5. 社外取締役 齋藤顕一、萩原邦章、鈴木貴子の3氏及び社外監査役 鎌倉寛保、和田頼知、日根野健の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

2. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

当期に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

1. 報酬等の額

区分	支払額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円 (注) 1
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円 (注) 2

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法第436条第2項第1号に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含みます。

2. 当社の連結子会社は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

2. 監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意をいたしました。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社の会計監査人である監査法人が、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、会計監査人として適当でないと判断される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人の監査計画と監査の実施状況等を確認し、監査役会が定めた監査法人の評価項目に従い、関係部署（経理部、監査指導室等）からの意見も参考に、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクの対応等の各項目を検討し、総合的に評価しています。

1 事業報告

3. 企業集団の現況に関する事項

【資金調達目的】

当社は、物流機能の強化や情報システムの強化が企業価値向上において重要であると考えており、成長スピードを加速させるために多額の設備投資を計画中です。これらを実行するための資金につきましては必要に応じて金融機関からの長期借入により調達することとしています。また、営業取引に係る運転資金の調達を目的とした金融機関からの短期借入も行っています。今後の経営環境の変化に対応できるよう設備投資を継続し、お客様の利便性向上及び競争力の向上につなげてまいります。

【主要な借入先】

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	230億円
株式会社りそな銀行	155億円
株式会社三菱UFJ銀行	130億円
株式会社三井住友銀行	40億円
三井住友信託銀行株式会社	10億円
合計	565億円

4. 会社の体制及び方針

【会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況】

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、次のとおりです。

【基本方針】

当社の社名トラスコ中山株式会社及びコーポレート・ロゴ**TRUSCO**は、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業“trust company”をダイレクトに表現したものです。まさに、当社は**TRUSCO**そのものの実践を、日々の企業活動の原点とし、これを具現化することで社会的使命を果たしていくものとします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに、内部統制の基本方針を策定し、取締役の職務執行を監督する。
- 社長は、取締役会が決定した内部統制の基本方針に基づく内部統制の整備及び運用に責任を負うとともに、全役員及び使用人に周知徹底を図るため、内部統制に係る情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう環境の整備に努める。
- 取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務を執行する。
- 取締役は、経営の日常的活動状況について、監査基準及び監査計画に基づいた監査役の監査を受ける。
- 取締役は、財務報告の適正性、信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善に当たる。
- 取締役は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文

書の取扱いについて、文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

- 取締役の職務執行の情報について、IT技術を活用し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- コンプライアンス、環境、災害、品質等において将来予測されるリスク及び潜在的リスクを総合的に管理していくため、サステナビリティ委員会にてリスクマネジメント体制の整備を行う。
- リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内規程を整備し、全使用人に周知徹底するとともに、損失の危険を発見した場合は、直ちに所管部署に報告する運用体制を整える。
- 現実には生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危険に迅速に対応する体制を整備する。
- 内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の見直しを行う。
- 法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度などについて、直ちに社長、取締役会、監査役及びサステナビリティ推進課に通報される体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、年度計画及び経営計画に基づき、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか取締役による業績報告を通じ定期的に検証を行う。
- 取締役は、職務執行において、取締役会規程により定められている事項及びその付議事項についてすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として事前に、十分な資料を配布する。
- 日常の職務執行において、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行することができる体制の整備を行う。

1 事業報告

4. 会社の体制及び方針

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、全取締役及び使用人がコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善処ブック（コンプライアンス・マニュアル）」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底するとともに、コンプライアンス規程及びサステナビリティ委員会規程に基づき、法令遵守を維持する体制を整備する。
- (2) 当社は、海外子会社を含む全使用人が法令、定款及び社内規程などに違反する行為を発見した場合の内部通報、申告及び相談窓口「社内ホットライン」をサステナビリティ推進課及び大阪管理課に設置し、また、社外への相談窓口として「弁護士ホットライン」を業務委託先に設置し、各種通報体制を整備するとともに、公正で活力ある組織の構築に努める。
- (3) 当社は、仕入先窓口「パートナー善処ホットライン」をサステナビリティ推進課に設置し、当社と仕入先との取引に関するコンプライアンス上の問題の早期発見、対処、発生防止に努める。
- (4) 当社は、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任し、十分な情報収集を行い、実効性を高めるとともに、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理及び監視する。
- (5) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、サステナビリティ委員会を通じ、社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ①当社は、子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営管理に必要な事業計画、決算書類等各種資料の提出を求める。
 - ②経営企画課を管理部門として、海外部その他関連部署と連携し、原則月1回の経営会議において、当該部署から子会社の経営状況、活動状況、その他重要な情報の報告を行う。
 - ③当社は、子会社役員として当社役員または使用人を派遣し、当該兼務役員を通して子会社の経営状態について適時把握を行う。
- (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ①経営企画課を管理部門として、海外部及び海外商品部その他関連部署と連携し、本基本方針第3項ののっとり子会社の事業計画及び実績を把握し、関連部署と連携しながら指導、育成に努め、子会社の業務の適正性を確保する。
 - ②子会社が子会社管理規程で定めた事項を実施する場合、経営企画課及び海外部及び海外商品部その他関連部署と協議の上、当社取締役会への付議及び承認を必要とする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、ノウハウを有する当社部署にて、会計作業、事業所の選定、システム導入支援等、子会社の一部業務につき、これを提供することで当社グループ全体の業務効率の向上を行う。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①子会社の業務全般について、内部監査部門及び監査役による監査を実施する。
 - ②当社は子会社管理規程に基づき、子会社のコンプライアンス体制の整備に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人を配置する。
- (2) 上記の具体的な内容については、取締役会が監査役と協議の上、決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その評価については監査役会の意見を尊重する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ①取締役及び使用人は、当社または子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。
 - (2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社監査役に報告をするための体制
 - ①内部監査部門は、内部監査規程に基づき、子会社にも往査を行い、その結果を監査報告会において当社監査役に報告をする。
 - ②子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じるほか、当社または子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。監査役への間接報告、通報等（善処ホットライン（社内ホットライン・弁護士ホットライン））も含む。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。
 - (4) 上記の報告及び情報提供のうち、主なものは、次のとおりとする。
 - ①監査役に定例的に報告すべき事項の例
 - イ. 経営状況
 - ロ. 事業遂行状況

1 事業報告

4. 会社の体制及び方針

- ハ. 財務の状況、月次・四半期・期末決算状況
 - ニ. 内部監査部門が実施した内部監査の結果
 - ホ. リスク管理の状況
 - ヘ. コンプライアンスの状況（内部通報制度に基づき通報された事実を含む）
 - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
- ②監査役に臨時的に報告すべき事項の例
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ロ. 取締役の職務の執行に関して不正行為・法令定款に違反する又はそのおそれのある事実
 - ハ. 内部通報制度に基づき通報された事実のうち急を要するもの
 - ニ. 行政機関等外部機関による検査・調査の実施及び結果
 - ホ. 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
 - ヘ. 業績及び業績見込みの発表内容・重要開示書類の内容
 - ト. 上記の他、対外的に公表する事実
 - チ. 株式に関する事項
 - リ. 反社会的勢力による不当要求に関する内容及び対策

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役に報告を行った者に対しての、当該報告をしたことを理由としての不利な取扱いを禁止する。
- (2) ホットライン規程に基づき、善処ホットラインに通報した者に対し、通報等をしたことにより、いかなる不利益も受けない権利を定める。また、事情により匿名による通報等も受け付ける。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求は、当該請求が監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより、迅速にこれに応じる。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行う。
- (2) 内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について定期的に事業所往査を行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図る。また、IT活用により異常取引を早期に発見し、正常取引への移行を指導の上、監査結果については、定例内部監査報告会にて監査役に報告する。

- (3) 会計監査人は、監査役と連携し、年2回の事業所往査を計画し、その結果について、監査報告会にて監査役に対して報告し、会計の適正性を確保する。

【運用状況】

業務の適正を確保するための体制の基本方針の事項について継続的に点検、改定を行っており当事項に対する当期の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

取締役会は取締役7名、内3名は社外取締役で構成され、社内監査役1名、社外監査役3名出席のもと、客観的・合理的判断を確保しつつ、法令または定款に規定する事項の審議、報告を行っています。当期においては、取締役会を11回開催し、社外取締役にも事前に十分な資料を配布し、監査役にも積極的に意見を求めるなど、充実した審議が効率的になされるよう運用を行いました。

2. 損失の危険の管理に関する取組み

内部監査部門は、各事業所に往査を実施し、その結果を役員出席のもと実施される内部監査報告会において定期的に報告し、問題点の抽出及び対応を行いました。当期において、内部監査報告会は2回実施しました。

3. 当社及び連結子会社における業務の適正性に関する取組み

当期においては、経営会議にて、担当部署から連結子会社の経営状況、活動状況、その他重要な情報の報告を月1回の頻度で定期的に報告し、全役員及び部長以上のメンバーで常に状況を把握できるよう効率的かつタイムリーな情報共有に努めました。また、連結子会社においても「社内ホットライン」の仕組みを通じて、コンプライアンス体制の向上に努めました。

4. 使用人の職務の適正性に関する取組み

コンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善処ブック」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底し、法令遵守を維持する体制を整えています。連結子会社を含む全使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口「社内ホットライン」と社外への相談窓口「弁護士ホットライン」の仕組みや、コンプライアンスの実効性を高める制度である「コンプライアンス・オフィサー」の仕組みを通じて、コンプライアンス体制の向上に努めました。また、各事業所にてコンプライアンス・オフィサーを中心に行われる「コンプラクティス・ミーティング」を年4回開催し、自主性を重んじた教育に努めました。

5. 監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための取組み

監査役は内部監査部門及び会計監査人と連携し、実効性を高め、業務の適正性確保に取り組みました。また、当期における監査役会は14回開催し、監査役間の意見交換や情報共有を行いました。

1 事業報告

4. 会社の体制及び方針

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は「がんばれ!!日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、日本の製造業を応援するインフラ企業として機械工具業界のリーディングカンパニーを目指しています。

ドライバー1本からでも配送を可能とする物流システムにより少量多品種・多頻度発注などのユーザーニーズにお応えできる仕組みづくりを通して、事業基盤を確立するとともに、社会的使命を果たしていくことが、当社の存在価値であり、これを一層高めていくことが、当社の企業価値の向上につながるものと考えています。

ご支援いただく縁あるステークホルダーの皆様から当社への期待などを判断して、当社にとって「支配する者」は以下の方針を実践し、取り組む者であると考えます。

- (1) 当社の社会的使命を認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努め、企業価値向上に努める。
- (2) 当社の経営資源を確保し、その有効活用により利益を創出し、全てのステークホルダーの皆様に安定的に還元を行う。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、経営の基本方針に照らして不適切な者が大量に株式の取得を行う行為に対して、これを防止するための具体的な取組みを定めていません。市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えますが、このような大量取得者に対しては、次のような対応を行います。

- (1) 当該取得者の提案内容を確認し、社外の専門家に意見を求めるなど、当該取得者の提案内容を当社の基本方針や株主共同の利益に照らして慎重に判断する。
- (2) 不適切な者による大量の株式取得と判断される場合は、次の要件の充足を前提とし、具体的な対抗措置の実施を検討する。
 - ①基本方針に沿うものであること
 - ②株主様の共同利益を損なうものでないこと
 - ③役員の地位の維持を目的とするものでないこと
- (3) 当社には、経営方針に理解を示し、安定的な株式の保有を前提とする緊密な関係を有する株主様が存在しており、これらの株主様とも協議し、適切に対応いたします。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

【基本方針の内容】

当社は、日本のモノづくりのお役に立つことを目的とした事業活動や設備投資を行い、持続的な成長を果たすことにより、その成果を最大限株主様に還元できると考えています。利益配分につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を基礎とし、安定配当とし

ての下限を設けた上で、一定の基準を超えた利益が計上された場合、連結配当性向を25%として業績に連動した配当を行うことを基本方針としています。また、事業活動に直接の関わりのない不動産や株式の売却、及びその他の特殊要因（特別損益）により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響額を除外し、配当額を決定します。なお、決定した1株当たり年間配当金が前事業年度の1株当たり年間配当金を下回る場合、親会社株主に帰属する当期純利益に、該当期の減価償却費の一部（減価償却費×最大10%）を加算し、連結配当性向を25%として配当を行います。

剰余金の配当の決定に関しましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

配当金計算基準

1株当たり当期（中間）純利益	年間（中間）配当金
40（20）円を上回る場合	1株当たり当期（中間）純利益×25%
40（20）円を下回る場合	10（5）円

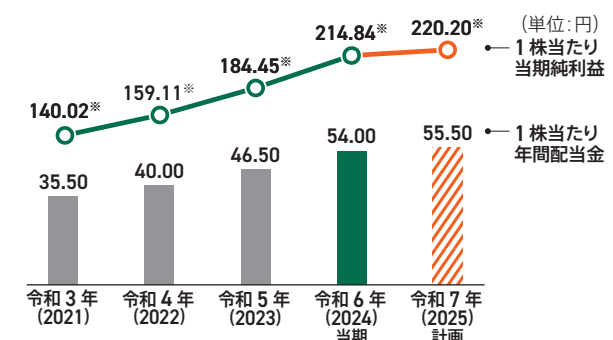
- (注) 1. () 内は、中間期の計算基準です。
 2. 配当金の計算上の銭単位端数については50銭刻みで繰上げます。
 (1銭～49銭→50銭、51銭～99銭→1円)
 3. 事業活動に直接の関わりのない特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響額を除外し、配当額を決定します。
 4. 決定した1株当たり年間配当金が前事業年度の1株当たり年間配当金を下回る場合、親会社株主に帰属する当期純利益に、該当期の減価償却費の一部（減価償却費×最大10%）を加算し、連結配当性向を25%として配当を行います。

【当連結会計年度の内容】

令和6年12月31日時点の期末発行済株式に対する当連結会計年度の配当金は、この基本方針に基づき、1株当たり当期純利益は244円09銭となりますが、事業活動に直接の関わりのない特殊要因を考慮し算定した214円84銭を1株当たり当期純利益とみなすため、上記配当金計算基準により、当連結会計年度の配当金は54円00銭となります。中間配当金26円00銭を既に実施していますので、期末配当金は28円00銭と決定し、3月6日を支払開始日としました。

なお、次連結会計年度については、親会社株主に帰属する当期純利益を145億20百万円と予想していますので、1株当たり当期純利益は220円20銭となり、配当金につきましては年間55円50銭を予定しています。

【1株当たり年間配当金と1株当たり当期純利益】



2 計算書類

1. 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない…時価法

株式等以外のもの（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。その他の有形固定資産については、定率法。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担

すべき支給見込額を計上しています。

- (3) 役員退職慰労引当金…役員の退職金の支給に充てるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在の要支給額を計上しています。なお、平成16年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、プロツール（工場用副資材）の卸売業を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としています。このような商品の販売については、通常、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しています。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積もっています。

2 計算書類

1. 個別注記表

【収益認識に関する注記】

1. 収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産の評価
連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】棚卸資産の評価」に記載のとおりです。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,362百万円
2. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産（負債）」として資産（負債）の部に計上し、当該繰延税金資産（負債）を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
（再評価の方法）
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しています。
（再評価を行った年月日） 平成14年3月31日
（単位：百万円）

再評価を行った土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 （うち、賃貸等不動産に該当するもの）	△ 1,107 （△ 30）
--	-------------------

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	120百万円
短期金銭債務	149百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	965百万円
仕入高	1,430百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における自己株式の数
普通株式 67,971株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払事業税	230
賞与引当金	210
未払金	303
役員退職慰労引当金	46
減損損失	119
投資有価証券評価損	323
その他	683
繰延税金資産計	1,917
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 815
其他有価証券評価差額金	△ 300
特定株式取得積立金	△ 76
繰延税金負債計	△ 1,192
繰延税金資産（△は負債）の純額	724
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
（単位：%）

法定実効税率	30.6
（調整）	
住民税均等割額	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
賃上げ促進税制による税額控除	△ 1.8
その他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1

【関連当事者との取引に関する注記】

開示が必要となる重要な取引がないため、開示を省略しています。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 2,629円55銭
2. 1株当たり当期純利益 241円16銭

2 計算書類

2. 連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION(THAILAND)
LIMITED
PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIA

(2) 非連結子会社 1社

TRUSCO NAKAYAMA USA, INC.

非連結子会社は、小規模であり、総資産、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

（非連結子会社の設立）

令和6年10月8日付で、非連結子会社としてTRUSCO NAKAYAMA USA, INC.を設立しています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

東洋スチール株式会社

ユニオンスチール株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。
その他の有形固定資産につ

いては、主として定率法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	3～10年

②無形固定資産……………定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- ②賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員退職慰労引当金…役員の退職金の支給に充てるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在の要支給額を計上しています。

なお、平成16年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、プロツール（工場用副資材）の卸売業を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としています。このような商品の販売については、通常、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しています。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積もっています。

2 計算書類

2. 連結注記表

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社及び連結子会社の報告セグメントを商品分類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	ファクトリールート	eビジネスルート	ホームセンタールート	海外ルート	
作用品	34,884	9,441	10,172	320	54,818
環境安全用品	36,323	14,516	5,069	160	56,069
ハンドツール	31,791	11,541	5,532	565	49,430
工用品	23,123	8,854	2,020	229	34,227
物流保管用品	21,510	6,042	1,170	137	28,861
オフィス住設用品	17,207	7,956	968	138	26,271
生産加工用品	15,364	5,538	566	342	21,811
研究管理用品	7,825	3,202	117	149	11,295
切削具	7,618	755	524	71	8,969
その他	1,299	309	683	976	3,269
顧客との契約から生じる収益	196,947	68,159	26,825	3,091	295,024
外部顧客への売上高	196,947	68,159	26,825	3,091	295,024

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

棚卸資産 55,366百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、一定の保有期間が経過した滞留在庫について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っています。

②主要な仮定

滞留在庫の定義や評価減割合が年度末時点の棚卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、商品等の過去の販売実績が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっています。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術改革等によって、商品等の販売実績が当初の想定を大きく下回った場合には、翌連結会計年度の棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,888百万円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産(負債)」として資産(負債)の部に計上し、当該繰延税金資産(負債)を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しています。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

(単位：百万円)

再評価を行った土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 (うち、賃貸等不動産に該当するもの)	△ 1,107 (△ 30)
--	-------------------

2 計算書類

2. 連結注記表

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 66,008,744株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
令和6年 2月9日 取締役会	普通株式	1,549	23.50	令和5年 12月31日	令和6年 3月5日
令和6年 8月9日 取締役会	普通株式	1,714	26.00	令和6年 6月30日	令和6年 8月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
令和7年 2月13日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,846	28.00	令和6年 12月31日	令和7年 3月6日

(注) 定款第39条の定めによる取締役会決議に基づく配当です。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金及び投資有価証券に限定し、資金調達については運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行と当座借越契約を締結しています。

また、設備投資計画に照らして必要な資金は銀行借入により調達しています。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

主な金融商品は、営業債権である売掛金及び電子記録債権、株式及び債券等である投資有価証券、営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、営業取引に係る運転資金である短期借入金、設備投資資金である長期借入金、営業取引及び不動産賃貸借取引に係る預り保証金があります。

この中で売掛金及び電子記録債権は通常の営業活動に伴い発生するものであり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券のうち株式は、取引先企業等からの依頼により取得したものであり、市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「販売業務規程」、「与信限度管理規程」に基づき支店が販売店の信用状況の見直しを定期的

に行い、財政状況等の悪化による信用不安先の債権の早期回収に努め、リスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、「資産運用規程」に基づき上場株式については毎月時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません(注)3をご参照ください。)

当連結会計年度(令和6年12月31日)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券 その他有価証券	2,359	2,374	15
資産計	2,359	2,374	15
長期借入金	46,500	46,001	△498
長期預り保証金(その他)	52	52	△0
負債計	46,552	46,053	△499

- (注) 1. 現金は注記を省略しており、預金・売掛金・電子記録債権・買掛金・短期借入金・未払金・未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。また、営業取引に係る預り保証金については、営業債権に係る保証金の預り分であり、売掛金と同様、時価が帳簿価額にほぼ等しいと判断し、注記を省略しております。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式※	10
関連会社株式	246
合計	257

※当連結会計年度において、非上場株式について183百万円減損処理を行っています。

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

2 計算書類

2. 連結注記表

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	2,191	157	—	2,349
資産計	2,191	157	—	2,349

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	24	—	24
資産計	—	24	—	24
長期借入金	—	46,001	—	46,001
長期預り保証金 (その他)	—	52	—	52
負債計	—	46,053	—	46,053

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している株式方式のゴルフ会員権及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金・長期預り保証金 (その他)

これらの時価は、当該債権債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社では、群馬県及びその他の地域において、賃貸不動産を保有しています。また、大阪府及び京都府に保有しているオフィスビル等の一部については当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸不動産	968	△48	920	8,222
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	692	67	760	974
合 計	1,661	19	1,680	9,196

(注) 1 当連結会計年度末現在で保有している賃貸等不動産の概要については、次のとおりです。

区 分	賃貸等不動産の内容	所在地
賃貸不動産	旧前橋営業所	群馬県高崎市
	旧太田営業所	群馬県邑楽郡大泉町
	旧千葉支店	千葉県市原市
	名古屋支店 新築移転用地	名古屋市中村区
	旧プラネット大阪 第1センター駐車場	大阪府東大阪市
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	秋田支店残地	秋田県秋田市
	トラスコクリスタルビル	京都市下京区
	トラスコセントラルビル	大阪市中央区

2 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

3 期中増減額のうち、主な増加額はトラスコセントラルビルの改修工事111百万円であり、主な減少額は旧プラネット大阪第2センター駐車場の売却47百万円及びトラスコグレンチェックビルの売却45百万円です。

4 期末時価は8月末を基準として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)による方法に基づき、第三者である不動産会社が作成する簡易査定金額を時価として開示しています。第三者からの取得や

2 計算書類

2. 連結注記表

直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて評価した金額によります。また、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価評価しています。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	連結損益計算書における金額			
	営業 収益	営業 原価	営業 利益	その他 損益
賃 貸 不 動 産	58	16	41	41
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	113	82	31	2,667
合 計	172	99	72	2,709

(注) 営業収益及び営業原価は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ連結損益計算書の営業外収益及び営業外費用に計上しています。
また、その他損益は固定資産売却益であり、特別利益に計上しています。

【1 株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,638円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 244円09銭 |

2 計算書類

3. 株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 資 合 主 本 計	評価・換算差額等		純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 株 己 式		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金						特 定 株 式 取 得 積 立 金
令和6年1月1日残高 事業年度中の変動額	5,022	4,709	1	1,255	1,853	173	147,458	△ 82	160,392	633	△ 353	160,672
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△ 3,264	－	△ 3,264	－	－	△ 3,264
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	－	－	－	－	－	－	△ 8	－	△ 8	－	8	－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	△ 4	－	4	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	15,902	－	15,902	－	－	15,902
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－	△ 1	△ 1	－	－	△ 1
自 己 株 式 の 処 分	－	－	0	－	－	－	－	0	0	－	－	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	85	－	85
事業年度中の変動額合計	－	－	0	－	△ 4	－	12,634	△ 1	12,629	85	8	12,722
令和6年12月31日残高	5,022	4,709	1	1,255	1,848	173	160,093	△ 83	173,021	718	△ 345	173,394

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

4. 連結株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 株 己 式		そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
令 和 6 年 1 月 1 日 残 高	5,022	4,711	150,298	△ 82	159,950	633	△ 353	486	765	160,716	
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	－	－	△ 3,264	－	△ 3,264	－	－	－	－	△ 3,264	
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	16,095	－	16,095	－	－	－	－	16,095	
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△ 1	△ 1	－	－	－	－	△ 1	
自 己 株 式 の 処 分	－	0	－	0	0	－	－	－	－	0	
土地再評価差額金の取崩	－	－	△ 8	－	△ 8	－	8	－	8	－	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	85	－	365	450	450	
連結会計年度中の変動額合計	－	0	12,823	△ 1	12,821	85	8	365	458	13,280	
令 和 6 年 12 月 31 日 残 高	5,022	4,711	163,121	△ 83	172,771	718	△ 345	851	1,224	173,996	

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。